

懲戒規程

第1条 生徒の懲戒は、学則に定めるものの外はこの規程によって行う。

第2条 懲戒は、その情状によって次のように分ける。

- 1 退学
- 2 停学
- 3 訓告

第3条 懲戒の決定は、生徒指導委員会において、当該生徒の担任教師及び学年主任と連絡をとり、原案を作成の上職員会議に発議し、教職員の意見を聴取して校長がこれを行う。

第4条 停学処分を受けた生徒は、謹慎中の反省記録を校長に提出しなければならない。

第5条 懲戒処分を受けた生徒の指導は、原則として、当該生徒の所属する学年及び、生徒部が当たる。

第6条 懲戒の対象となるのは、次の各項に該当する生徒である。

- 1 他人に暴行、傷害、脅迫、誹謗中傷等の行為をした者
- 2 器物損壊をした者
- 3 他人の金銭、物品等を窃取した者
- 4 性の逸脱行為をした者
- 5 飲酒、喫煙行為や薬物を使用した者、又は、そのための物品、用具を所持した者
- 6 バーやスナックのようなアルコールを扱う店、パチンコ等、禁止されている場所に出入りした者
- 7 考査場において不正行為をした者、又は、それを援助した者
- 8 交通違反、及び、交通事故を起こした者
- 9 学生割引証、及び、定期券を不正使用した者
- 10 その他、法令、社会規範、又は、校則に違反し生徒の本分にそむいた者

第7条 この規程にない事項及び、この規程の施行に疑義を生じた場合は、職員会議に諮ってこれを決定する。